

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休日は、  
翌日)  
の翌日

## 目 次

◇ 告 示 鶏等の移入の禁止の解除

保安林の指定の解除予定(三件)

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

基本測量の終了

収入証紙の小売りさばき人の廃止

収入証紙の小売りさばき人の指定

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

◇ 告 示 高圧ガス製造保安責任者試験等の実施

告 示

鳥取県告示第四百二十三号

昭和六十年一月鳥取県告示第九号(鶏等の移入の禁止について)は、廃止する。

昭和六十年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字ハサリ二六五の三・二六五の四七(以上二筆

国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字安田九の一、九の三、九の四

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百二十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字奥澤見字水尻一〇〇三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したため、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
十	小椋 正子	東伯郡三朝町大字木地山六八〇	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	小椋正子 畑	東伯郡三朝町大字木地山

鳥取県告示第四百二十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があ

つたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月二日

鳥取県知事 西 尾 次

- 一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業地域 東伯郡三朝町
- 三 終了年月日 昭和五十九年十二月二十日

鳥取県告示第四百二十九号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人が廃止されたので、告示する。

昭和六十年四月二日

鳥取県知事 西 尾 次

廃止年月日	住 所	氏 名
昭和六十年二月二十二日	鳥取市西町一丁目一〇一	金谷とし

鳥取県告示第四百三十号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年四月二日

鳥取県知事 西 尾 次

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和六十年二月二十三日	四五〇	鳥取市西町一丁目一〇一	金谷喜世	鳥取市西町一丁目一〇一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
川田良雄後援会	山根 茂樹	齋 巖	東伯郡東郷町大字松崎五九二一八	昭和六十年四月二日	その他
野田敬後援会	中瀬 巴	野田千代春	倉吉市巖城九一一	昭和六十年二月七日	政治団体

選挙管理委員会告示第十二号の通知が...

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党米子市成美支部	会計責任者の氏名	小笠原政次郎	田中 實	昭和六十一年二月一日	政党の支部
自由民主党恩政連米子連合支部	名	門西 嘉重	伊藤 武美	昭和六十一年二月十六日	その他
さがり後援会	名称	さがり後援会	さがり二郎後援会	昭和六十一年二月六日	その政治団体
〃	会計責任者の氏名	嵯峨里浩一	安倍 巍	〃	〃
矢野英夫後援会	代表者の氏名	板見 泰	牧田 勇夫	昭和六十一年二月十七日	〃

松井良孝後援会	青目 勉	谷田 鎮雄	倉吉市清谷六〇七	〃	〃
富山雄治後援会	富山 義真	来田 茂	八頭郡郡家町大字郡家三五一一一	昭和六十一年二月八日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
中嶋知義後援会	森 岩雄	沢田 幹雄	岩美郡国府町大字美敷九一〇	昭和六十一年二月一日	その他
まるみ会	小林 清吉	矢部 徳治	八頭郡八東町大字日田七八五	昭和六十一年二月十日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その世の政治団体

政治団体の名称 中嶋知義後援会

報告年月日 昭和60年2月1日

(昭和59年12月31日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	1,240円
ア 前年繰越額	1,240円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	1,240円

政治団体の名称 まるみ会

報告年月日 昭和60年2月12日

(昭和60年2月12日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

2 支出の内訳	
政治活動費	
組織活動費	1,240円
合計	1,240円

公 告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和60年度上期高圧ガス製造保安責任者試験及び昭和60年度高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和60年4月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 期日 昭和60年5月26日(日)

2 場所 倉吉市山根529番地2 鳥取県立倉吉体育文化会館

3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
丙種化学責任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術(特別試験科目を申請した者にあつては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術)	10時45分から 12時15分まで
第三種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
第一種販売主任 者免状に係る試	高圧ガス取締法に係る法令	10時00分から 12時00分まで

験	高圧ガス（液化石油ガスを除く。）の販売に必要な通常の保安管理の技術	
第二種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に係る法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで

備考 「特別試験科目」とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号）第6条第2項に規定する特別試験科目をいう。

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

鳥取県総務部消防防災課、社団法人鳥取県エルピーガス協会、鳥取県冷凍設備保安協会及び鳥取県一般高圧ガス保安協議会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(2) 写真

手札形で、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付けること。

(3) 高圧ガス保安協会講習終了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条

第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）

5 手数料及びその納付方法

- |         |                   |        |
|---------|-------------------|--------|
| (1) 手数料 | 三種化学責任者免状に係る試験    | 3,400円 |
|         | 第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 | 3,400円 |
|         | 第一種販売主任者免状に係る試験   | 3,100円 |
|         | 第二種販売主任者免状に係る試験   | 2,400円 |

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和60年4月10日（水）から同月19日（金）まで

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者はその旨を通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857-26-7082）に問い合わせること。